平成19年２月28日

各　　位

会 社 名　　興 研 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　酒井　宏之
（ＪＡＳＤＡＱコード番号：７９６３）
問合せ先　　総務部長　遠藤　康之
電　　話　　０３－５２７６－１９１２

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成１９年２月２０日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成１９年３月２９日開催予定の第４４期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款の一部変更の目的

（１）「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年５月１日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

①単元未満株主の権利を明確にするための規定を新設するものであります。（変更案第10条）

②インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。（変更案第17条）

③株主総会の運営を円滑に行うため、株主総会における議決権の代理行使について、代理人を議決権を有する他の出席株主１名に限ることとする変更を行います。（変更案第19条）

④取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の書面等による決議を可能とする規定を新設するものであります。（変更案第31条）

⑤社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。（変更案第44条）

⑥第６章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第45条（設置）、第46条（選任）、第47条（任期）、第48条（報酬等）を新設するものであります。

⑦その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

（２）公告閲覧の利便性の向上及び公告掲載事務の合理化を図るため、公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。（変更案第４条）

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分）

変　更　案	現　行
（公告方法） 第４条　当会社の公告は電子公告により行う。 ②　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 （新　設）
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。	（会社が発行する株式の総数） 第５条　当会社が発行する株式の総数は、2,000万株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	（自己株式の買受け） 第６条　当会社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。	（１単元の株式の数） 第７条　当会社の１単元の株式の数は、１００株とする。
（株券の発行） 第８条　当会社は株式に係る株券を発行する。 ②　前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	（単元未満株式の不発行） 第８条　当会社は、１単元未満の株式について株券を発行しない。 （新　設）
（単元未満株主の売渡請求） 第９条　単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。 （削　除）	（単元未満株式の買増し） 第９条　単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。 ②　前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。
（単元未満株主の権利制限） 第10条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利	（新　設）

（下線は変更部分）

変　更　案	現　行
（株主名簿管理人） 第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（名義書換代理人） 第 10 条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ②　名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。
（株式取扱規程） 第 12 条　当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第 11 条　当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。
（基準日） 第 13 条　当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②　前項および本定款に定めるものほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	（基準日） 第 12 条　当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 ②　前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
（招　集） 第 14 条　定時株主総会は、事業年度の末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。	（招　集） 第 13 条　当会社の定時株主総会は、営業年度の末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。
（招集者） 第 15 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	（招集者） 第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
（議　長） 第 16 条　株主総会の議長には、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	（議　長） 第 15 条　株主総会の議長には、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が、これにあたる。

（下線は変更部分）

変　更　案	現　行
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 17 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（新　設）
（決議の方法） 第 18 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（決議の方法） 第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ②　商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。
（議決権の代理行使） 第 19 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②　株主または前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。
（議事録） 第 20 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。	（議事録） 第 18 条　株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名を行い、当会社に保存する。
（取締役会の設置） 第 21 条　当会社は取締役会を置く。	（新　設）
第 22 条　（現行どおり）	第 19 条　（省　略）
（取締役の選任） 第 23 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。 ③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。	（取締役の選任） 第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。 ②　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第 24 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任の他の取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第 21 条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任の他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

（下線は変更部分）

変　更　案	現　行
（代表取締役および役付取締役） 第25条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ②　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③　取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長１名を選定し、また必要に応じて会長および副社長各１名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会の決議により、取締役の中から社長１名を選任し、必要に応じて会長および副社長各１名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選任する。 ②　社長は当会社を代表する。 ③　前項のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を定めることができる。
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬および退職慰労金） 第23条　取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。
（取締役会規程） 第27条　（現行どおり）	（取締役会規程） 第24条　（省　略）
（招集権者および議長） 第28条　取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程に定めた取締役がこれにあたる。 その取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 第29条　（現行どおり）	（招集者および議長） 第25条　取締役会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程に定めた取締役がこれにあたる。 その取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 第26条　（省　略）
（取締役会の決議方法） 第30条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。	（取締役会の決議方法） 第27条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。
（取締役会の決議の省略） 第31条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（新　設）
（取締役会の議事録） 第32条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第33条　（現行どおり）	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した取締役ならびに監査役が記名押印または電子署名を行い、当会社に保存する。 第29条　（省　略）

（下線は変更部分）

変　更　案	現　行
（監査役および監査役会の設置） 第34条 当会社は監査役および監査役会を置く。	（新　設）
第35条 （現行どおり）	第30条 （省　略）
（監査役の選任） 第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。	（監査役の選任） 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。
（削　除）	（補欠監査役の選任） 第32条 当会社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。
（削　除）	② 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
（削　除）	③ 第１項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。
（監査役の任期） 第37条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（監査役の任期） 第33条 監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
（削　除）	③ 前条第１項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
（常勤監査役） 第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査役） 第34条 監査役は、その互選で常勤監査役を定める。
（監査役の報酬等） 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（監査役の報酬および退職慰労金） 第35条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。
第40条 ～ 第41条 （現行どおり）	第36条 ～ 第37条 （現行どおり）
（監査役会の決議方法） 第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査役会の決議方法） 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（下線は変更部分）

変　更　案	現　行
（監査役会の議事録） 第43条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。	（監査役会の議事録） 第39条　監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、当会社に保存する。
（社外監査役の責任免除） 第44条　当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（新　設）
第6章　会計監査人	（新　設）
（会計監査人の設置） 第45条　当会社は会計監査人を置く。	（新　設）
（会計監査人の選任） 第46条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	（新　設）
（会計監査人の任期） 第47条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（新　設）
②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	（新　設）
（会計監査人の報酬等） 第48条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（新　設）
第7章　計　算	第6章　計　算
（事業年度） 第49条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。	（営業年度） 第40条　当会社の営業年度は年１期とし、毎年１月１日から12月31日までとする。
（期末配当金） 第50条　当会社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（利益配当金） 第41条　当会社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、これを支払う。
（中間配当金） 第51条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（中間配当金） 第42条　当会社は、取締役会の決議により、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ５に定める金銭の分配（以下中間配当という。）をすることができる。

（下線は変更部分）

変　更　案	現　行
（配当金の除斥期間等） 第52条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ②　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	（配当金等の除斥期間） 第43条　利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 ②　未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。

３．日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日　　平成１９年３月２９日（予定）
定款一部変更の効力発生日　　平成１９年３月２９日（予定）

以上